

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

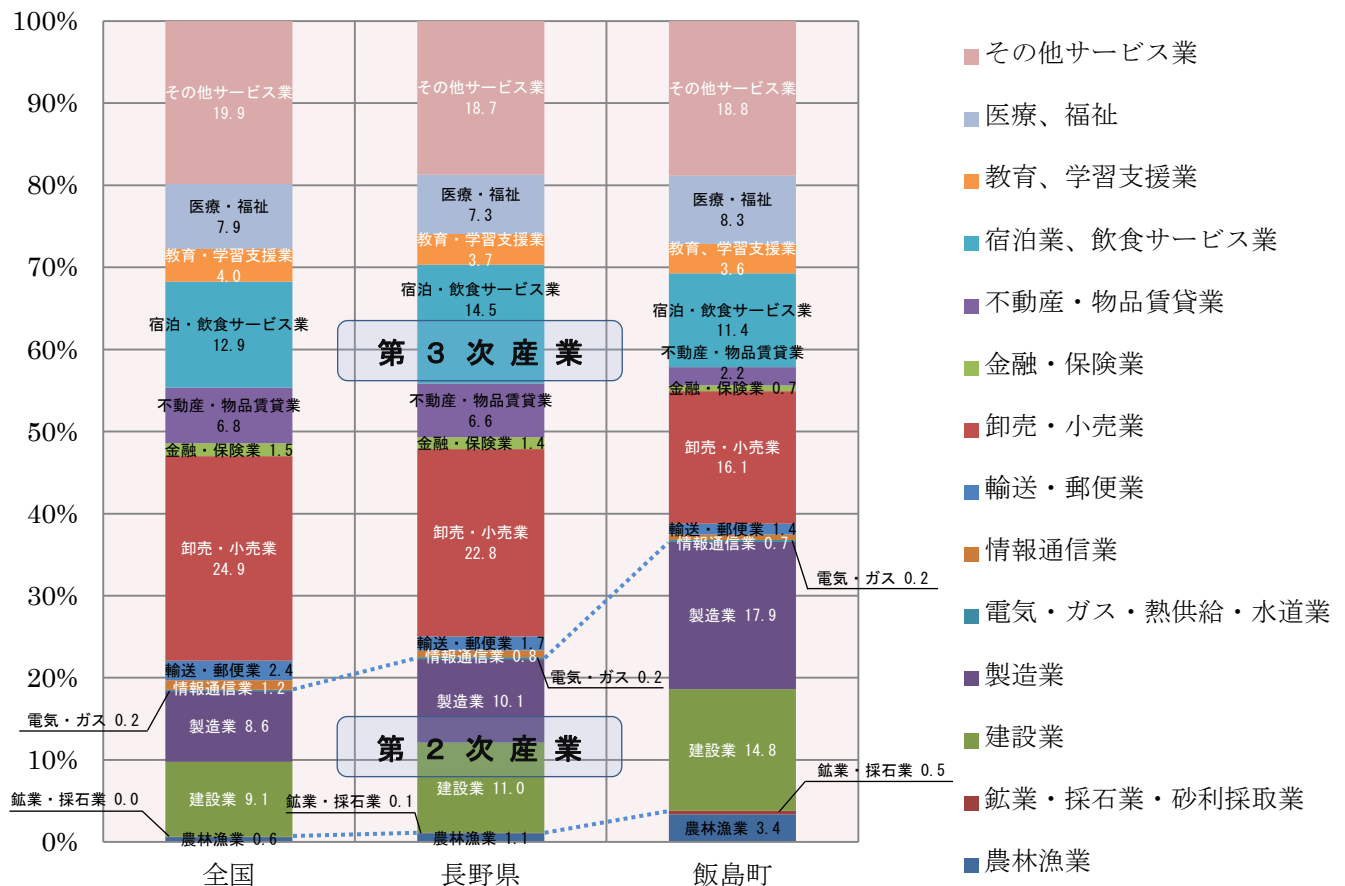
飯島町の人口推移を見ると、平成12年(2000年)の10,895人(国勢調査人口)をピークに減少傾向にあり、人口移動の状況としては、死亡が出生を大幅に上回る自然減と、転出が転入を幾分上回る社会減で推移してきた。現在の人口は9,577人(2018.4.1現在)であり、依然総人口は減少を続けている。

産業構造については、平成26年経済センサス基礎調査によると製造業等の第2次産業の割合は3割を占め、全国及び長野県にくらべ上回っている。また平成26年工業統計調査によると、当町の従業員4人以上の事業所数は42事業所であり、うち従業員数が30人未満の事業所数は29事業所と約7割を占め、当町の経済は中小企業によって支えられていると言える。

その一方で製造業、サービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。

このような状況の中、当町は町内の中小企業が先端設備等の導入を積極的に行うことにより、労働生産性の向上が図られるための支援を行う。

事業所の産業別割合【平成26年 全国 長野県 飯島町】



出典：総務省統計局〔経済センサス基礎調査〕(平成26年)

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を支援することで、地域経済の更なる発展を目指す。

事業者は当町の導入促進基本計画に沿った先端設備等導入計画の認定を受けるものとし、計画期間中の認定件数は24件（当町の製造業の1割である8件／年とする）を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町は産業別割合のとおり製造業を中心に多種多様な業種で構成されているため、本導入促進基本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全般とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町の中小企業は、町内各所にある工業団地及び既存工場など点在しているため、本導入促進基本計画において対象とする地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当町の中小企業は製造業を中心に多種多様な業種で構成されている。また業種を問わず労働生産性が伸び悩んでおり、これらを一体的に支援することで、事業者の生産性向上を実現する必要があるため、本計画の対象とする業種については全業種とし、対象とする事業については、労働生産性が年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意の日から起算して3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

本計画の期間は3年、4年又は5年とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

○先端設備等導入計画が、次のアからウのいずれかに該当する場合は認定しないものとする。

また認定後にアからウに該当となることが判明した場合は、認定を取り消すことができるものとする。

ア 人員削減に関する取り組みを計画していると認められる場合

イ 先端設備等導入計画を申請する事業者において、不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為があると認められた場合

ウ 先端設備等導入計画を申請する事業者が町税その他義務的納金を滞納している場合

○先端設備等導入事業者に対し、必要に応じて認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求めることができるものとする。